若者世代の交流促進のためのシティプロモーション事業業務委託

仕様書

１ 事業目的

「交流を生み出す新たな四日市流都市型観光」の実現に向け、最先端の技術を活用したイベントにより若者世代が楽しさや新しさを体験し、若者世代を中心に交流の場を創出することで本市に愛着と誇りを持ち、また交流人口を増加させることのできるシティプロモーション事業を実施する。

２ 事業の履行期間

契約の日から 令和８年３月２１日まで

３　業務実施場所

四日市市内

４ 委託業務の内容

（１）若者世代を中心に交流を促進し、シティプロモーションに寄与するイベント事業の提案

・メインターゲットは中京大都市圏に在住、通勤、通学する若者世代（高校生を除く１８歳以上４０歳未満の者）に設定する。なお、イベント来場者等はメインターゲットのみに限らない。

・目標参加者数は１００名以上とする。

・メインターゲットを中心に交流の創出を図ることが期待できる事業とする。

（２）提案したイベントの実施

・（１）の提案した企画を実施する。実施にあたっては日時・場所等を発注者と事前に調整すること。

・イベントにかかる経費（設営費、運営費、広報費等）はすべて受託者の負担とする。

・イベント開催での来場者数をイベント終了後報告すること。

（３）企画した実施における効果測定

イベント来場者等を対象にアンケート等の調査を実施する。調査内容については発注者と調整の上決定すること。

＜調査内容（例）＞

・性別

・年代

・地域（四日市市内・四日市市外三重県内、三重県外）

・若者世代のイベント来場の動機・きっかけ・需要

５ 履行報告

事業完了報告書の提出により履行確認とする。なお、天候等の理由により、事業が実施できなかった場合は、精算報告書の提出で履行確認とする。

６ 委託料の支払方法

完了払

・履行確認後、請求書に基づき支払う。

・天候等の理由により、事業が実施できなかった場合は、上記４に記載のある精算報告書に基づき、委託料を支払うものとする。

７ 著作権

（１）受託者は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下（「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡時に市に無償で譲渡するものとする。

（２）受託者は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、市が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。

①成果物の内容を自由に公表すること。

②成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。

（３）受託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

①成果物に受託者の実名又は変名を表示すること。

②成果物の内容を公表すること。

③成果物を使用又は複製すること。

（４）受託者は、受託者が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、市が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

８ その他

本事業の遂行にあたっては、本市担当者との連絡を密にするよう努め、必要に応じ十分な協議を行い、本事業が効果的に進められるよう留意すること。

【 注意事項 】

（１）個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に

含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取

扱注意事項」を遵守すること。

（２）暴力団等不当介入に関する事項

① 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

② 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③（ア)（イ）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

（３） 障害者差別解消に関する事項

①対応要領に沿った対応

（ア）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年２月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（イ）（ア）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

②対応指針に沿った対応

上記①に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。